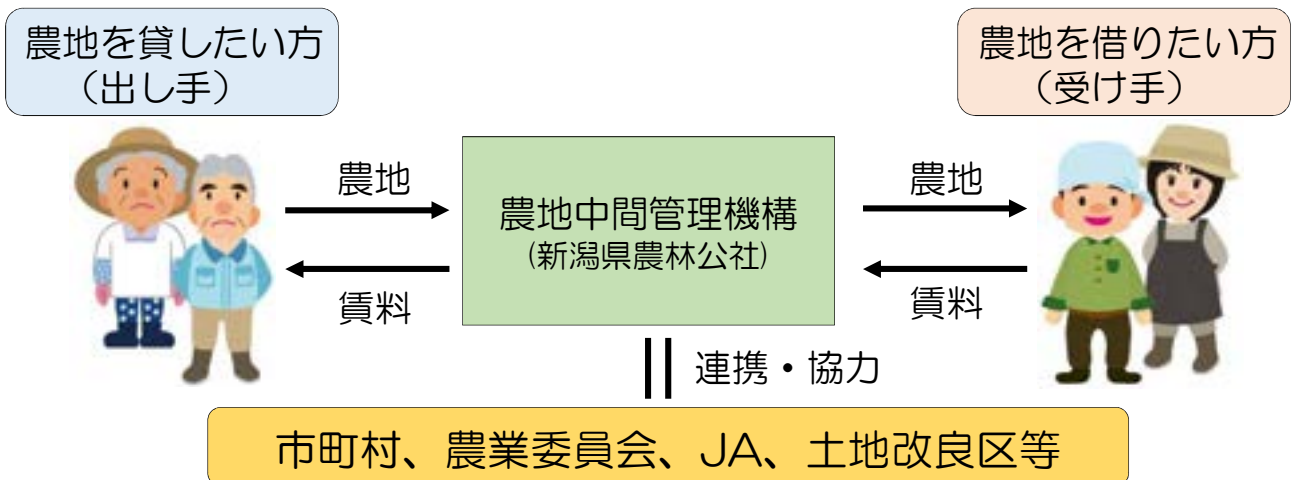


# 農地中間管理事業の概要

～ 公益社団法人新潟県農林公社・新潟県（令和4年8月）～

## 1 事業の仕組み

農地中間管理事業とは、農地中間管理機構（公益社団法人新潟県農林公社）が、農用地等を貸したい農家（出し手）から農地を借り受けて、農業経営の規模拡大や効率化を図る担い手（受け手）へ貸し付ける事業です。



※ 担い手農家が分散した農地を農地中間管理機構を通じて、より効率的に耕作できる他の担い手に貸し付けること（＝集約化）にも利用できます。

### 対象となる農用地等

- 市街化区域以外にある農用地等であること。
- 再生不能と判定されている荒廃農地など、農用地等として利用することが著しく困難な農用地等でないこと。
- 借受希望者の状況等から、農地中間管理機構からの貸付が確実に行われる見込みがあるもの。

### 借受者決定の基本原則

- 人・農地プラン等の地域合意を最大限に配慮し、農用地等の借受けを希望している者の規模拡大又は耕地分散の解消に繋がること。
- 既に、効率的かつ安定的な農業経営を行っている農業者の経営に、支障を及ぼさないようにすること。
- 新規参入をした者が、効率的かつ安定的な農業経営を目指していけるようにすること。
- 地域農業の健全な発展につながること。

### 手数料

- 出し手及び受け手双方から、毎年、賃借料の0.5パーセントを手数料としていただきます。

## 2 事業の流れ

### 農地を貸したい場合

貸付希望農地の受付

- 農地中間管理機構（以下「機構」と言う。）の業務委託先※にて受け付けます。
- 貸付希望農用地等の登録申請書を提出してください。  
※ 市町村、JA等（最終ページ参照）

貸付希望者のリスト化

- 機構の業務委託先において、貸付希望者をリスト化します。

貸借の協議

- 借り入れる際の条件等について、機構の業務委託先と所有者で協議します。

貸借契約の締結

- 協議が整った農地について機構と貸借契約の手続きを行います。
- 契約手続きは、農用地利用集積計画の公告により行います。

### 農地を借りたい場合

借受希望者募集へ応募

- 機構が行う借受希望者の募集に応募してください。
- 農用地等借受申出書を機構の業務委託先に提出してください。

借受希望者のリスト化

- 機構において、借受希望者をリスト化します。
- リストは機構ホームページにおいて公表されます。

貸借の協議

- 貸し付ける際の条件等について、機構の業務委託先と借受希望者で協議します。

貸借契約の締結

- 協議が整った農地について機構と貸借契約の手続きを行います。
- 契約手続きは、農用地利用配分計画の認可により行います。
- 農用地利用集積計画で借入と貸付を一括で権利設定することも可能です。

## 3 事業活用のメリット

### 出し手農家のメリット

- ① 公的機関が農地を預かるので安心です。
- ② 機構が確実に賃料を支払います。
- ③ 契約期間の終了時に農地は確実に戻ります。
- ④ 相続税や贈与税の納税猶予を受けている場合、所定の手続きにより納税猶予が継続されます。
- ⑤ 要件を満たせば、機構集積協力金（地域集積協力金・経営転換協力金）の交付が受けられます。
- ⑥ 要件を満たせば、固定資産税の軽減措置※が受けられます。

※ 固定資産税の軽減

所有する全ての農地（10a未満の自作地を除く。）を、新たにまとめて10年以上機構に貸し付けた場合に、貸し付けた農地に係る固定資産税が、以下の期間中2分の1に軽減されます。

- ① 15年以上貸し付ける場合 → 5年間
- ② 10年以上15年未満 // → 3年間

### 受け手農家のメリット

- ① 農地の集積・集約化により、農作業の効率化と生産コストの低減が図られます。
- ② 借りる農地の所有者が複数いる場合でも、賃料は機構への一括支払いで済みます。
- ③ 要件を満たせば、機構集積協力金（地域集積協力金）の交付が受けられます。

# 4 機構集積協力金

## 地域集積協力金

地域内のまとまった農地を機構に貸し付け、農地集積・集約化を図る場合に、当該地域に対して交付されます。

区分	農地バンクの活用率（累積）		交付単価
	一般地域	中山間地域	
1	20%超40%以下	4%超15%以下	1.0万円/10a
2	40%超70%以下	15%超30%以下	1.6万円/10a
3	70%超80%以下	30%超50%以下	2.2万円/10a
4	80%超	50%超80%以下	2.8万円/10a
5		80%超	3.4万円/10a

- ※ 貸付期間が6年未満の農地は交付対象外
- ※ 過去に交付を受けた地域で、再度申請する場合は、前回の交付単価区分より高い区分で取り組む場合に交付。

農地の1割以上が、新たに担い手に貸し付けられた場合

ただし、担い手が不足する地域など、一定の条件下では、申請時の当該割合が1/2に緩和されます（この場合、目標年度までに当該要件を達成する必要があります）。



## 集約化奨励金

地域内のまとまった農地を機構に貸し付け、集約化を図る場合に、当該地域に対して交付されます。

	地域の団地面積の割合	交付単価
1	10ポイント以上増加	1.0万円/10a
2	20ポイント以上増加	3.0万円/10a
	既に30%以上の地域は1団地当たりの平均面積が1.5倍以上	

- ※ 上記2は、いずれかの要件を満たすこと。

1ha以上の団地面積の割合が10ポイント以上増加した場合

ただし、中山間地域及び樹園地は、0.5ha以上の団地面積の割合となります。

## 経営転換協力金

次の農業者等が、10年以上機構に農地を貸し付けた場合に、当該農業者等に対して交付されます。

- 農業部門の減少により経営転換する農業者
- リタイアする農業者
- 農地の相続人で農業経営を行わない者



交付単価	上限額
1.0万円/10a	25万円/1戸

- ※ この協力金は、令和5年度までの時限措置となります。
- ※ R4年度は、R4年12月末までに要件を満たし申請のあった場合のみ受けることができます。
- ※ 地域集積協力金や集約化奨励金と一体的に取り組む場合のみ受けることができます。

# 5 事業の活用事例

## 事例1 法人設立を契機とした事例（燕市吉田本町地区）

農地面積： 86.4ha  
機構活用面積： 79.3ha

### 活用前

- 水稻・施設野菜の複合営農地域であり、水稻部門の集約化によるコスト低減が課題
- 個人間での農地交換で集約を試みたが、土壌条件などで調整が難航



設立した法人に農地を集積・集約することにより、水稻部門の効率化と施設園芸への労力集中を実現

### 活用後

- 担い手への集積率 89.9% → 93.0%
- 担い手の平均経営面積 3.8ha → 13.2ha
- 担い手の平均団地数 2.4団地 → 5団地
- 担い手の平均団地面積 1.1ha → 3.6ha



## 事例2 ほ場整備を契機とした事例（妙高市広島地区）

農地面積： 64.2ha  
機構活用面積： 50.2ha

### 活用前

- 昭和30年頃のほ場整備で平均6a区画と狭小な農地で大型機械の活用が困難
- 担い手の他に小規模な農家が多く存在し、担い手への集積が進まない状況



土地改良区が中心となり県・市と密接に連携し、集積の意向をとりまとめ農地の集積・集約化を促進

### 活用後

- 担い手への集積率 47.5% → 78.2%
- 担い手の平均経営面積 7.6ha → 12.6ha
- 担い手の平均団地数 33.5団地 → 3団地
- 担い手の平均団地面積 0.2ha → 4.2ha



# 6 県内の相談窓口

公益社団法人新潟県農林公社

(新潟県農地中間管理機構)

☎025-285-8442

新潟県農林水産部地域農政推進課

☎025-280-5292

市町村	相談窓口業務委託機関・団体名	担当部課等	連絡先(TEL)
村上市	村上市	農業委員会事務局	0254-66-6120
関川村	関川村	農林課	0254-64-1447
新発田市	新発田市	農林水産課	0254-33-3108
	北越後農業協同組合	業務課	0254-26-7000
阿賀野市	阿賀野市	農林課	0250-62-2510
胎内市	胎内市	農業委員会事務局	0254-43-6111
	胎内市農業協同組合	営農指導課	0254-43-3140
	胎内川沿岸土地改良区	業務第1課	0254-43-3262
聖籠町	聖籠町	産業観光課	0254-27-2111
	北越後農業協同組合(聖籠町管内)	営農センター	0254-26-7000
新潟市	新潟市	農林政策課	025-226-1768
	新潟市農業協同組合	営農販売課	025-270-2295
	新潟かがやき農業協同組合(新潟市管内)	営農企画課	025-373-5124
	(公社)新潟市南区農業振興公社	事務局	025-372-5024
五泉市	五泉市	農林課	0250-43-3911
	新潟かがやき農業協同組合(五泉市管内)	五泉アグリセンター	0250-41-0001
阿賀町	阿賀町農業再生協議会	農林課	0254-92-5764
三条市	三条市農業再生協議会	農林課	0256-34-5652
燕市	燕市	農政課	0256-77-8242
加茂市	加茂市	農林課	0256-52-0080
	にいがた南蒲農業協同組合(加茂市管内)	北営農センター 農業支援センター	0256-47-1499
田上町	田上町	産業振興課	0256-57-6225
	にいがた南蒲農業協同組合(田上町管内)	北営農センター 農業支援センター	0256-47-1499
弥彦村	弥彦村	農業振興課	0256-94-1023
長岡市	長岡市農業再生協議会	農水産政策課	0258-39-2223
	越後ながおか農業協同組合	営農企画課	0258-35-1226
	越後さんとう農業協同組合(長岡市管内)	農政企画課	0258-41-2887
	にいがた南蒲農業協同組合(長岡市管内)	南営農センター 農業支援センター	0258-61-2906
	柏崎農業協同組合(長岡市管内)	小国支店営農経済課	0258-95-2001
見附市	北魚沼農業協同組合(長岡市管内)	営農企画課	025-793-1770
	見附市	農林創生課	0258-62-1700
小千谷市	にいがた南蒲農業協同組合(見附市管内)	南営農センター 農業支援センター	0258-61-2906
	小千谷市	農業委員会事務局	0258-83-3510
出雲崎町	越後おぢや農業協同組合	営農企画課	0258-83-3424
	出雲崎町農業再生協議会	産業観光課	0258-78-2295
魚沼市	魚沼市農業再生協議会	農政課	025-793-7647
南魚沼市	南魚沼市	農林課	025-773-6663
	みなみ魚沼農業協同組合	営農指導課	025-777-3786
	みなみ魚沼農業協同組合(塩沢)	営農指導課	025-782-1171
湯沢町	湯沢町	環境農林課	025-788-0291
十日町市	十日町市	農林課	025-757-3120
	十日町農業協同組合	営農企画課	025-757-1576
津南町	津南町	農林振興課	025-765-3115
柏崎市	柏崎農業協同組合(柏崎市管内)	営農企画課	0257-21-0220
刈羽村	柏崎農業協同組合(刈羽管内)	営農経済課	0257-45-2258
上越市	上越市	農政課	025-526-5111
	えちご上越農業協同組合(上越市管内)	農業対策課	025-527-2035
	公益財団法人浦川原農業振興公社	事務局	025-599-3882
	公益財団法人大島農業振興公社	事務局	025-594-2856
	公益財団法人牧農林業振興公社	事務局	025-533-6763
妙高市	関川水系土地改良区(上越市管内)	整備課	025-522-5722
	妙高市	農林課	0255-74-0027
糸魚川市	えちご上越農業協同組合(妙高市管内)	農業対策課	025-527-2035
	糸魚川市	農林水産課	025-552-1511
佐渡市	ひすい農業協同組合	営農部	025-552-6272
	佐渡市	農業政策課	0259-63-5117
	佐渡農業協同組合	営農企画課	0259-63-3106
	(公財)羽茂農業振興公社	事務局	0259-88-3559
	国府川左岸土地改良区	事務局	0259-66-2123
	金井土地改良区	事務局	0259-63-2883
	羽茂土地改良区	事務局	0259-88-2302
新穂村土地改良区	事務局	0259-22-2009	